

(平成25年12月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

中国（広島）厚生年金 事案 2963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から50年9月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時は同社がB社に名称変更された時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びにA社及びB社に継続して勤務した二人の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社又はB社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうちB社の取締役でもあった者は、「申立期間において、仕事は継続してあった。当該期間に勤務していた者に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している上、もう一人の同僚は、「私は、申立期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、上記と別の同僚は、A社において、昭和48年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年11月30日に同資格を喪失した後、50年8月25日に別会社において同資格を再取得しているところ、当該同僚の雇用保険の加入記録によると、48年7月1日から50年8月7日まで同一事業所における雇用保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所別被保険者名簿から、A社は、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できるものの、同社は法人事業所であり、雇用保険の加入記録から5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月30日から同年12月1日まで
A社における厚生年金保険の記録について、勤務条件の変更により平成18年12月1日付けで被保険者資格を喪失したはずのものが、資格喪失日が同年11月30日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された給与関係書類（平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び支給控除項目一覧表）及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与関係書類から確認できる平成18年11月の報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成18年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 49 年 1 月 11 日まで
年金記録を確認したところ、私が勤務していたA社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記録となっているが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、日本年金機構に脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金裁定伺（会計決裁文書）が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る厚生年金保険被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、上記裁定請求書には、申立人の氏名、当時の住所（申立人の実家）及び脱退手当金の振込先預金口座の記載並びに申立人の押印がなされており、これら請求書の記載内容から判断すると、当該預金口座の名義人は申立人であると推認される上、上記裁定伺において、申立期間に係る脱退手当金を当該預金口座に振り込むための小切手が振り出されたことが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の記載があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 51 年 10 月まで
② 昭和 57 年 3 月から 59 年 2 月まで
③ 平成 7 年 5 月から 10 年 1 月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における二人の同僚は、申立人を覚えているものの、いずれも、「申立人が職場で仕事をしていたのは、1週間程度ではなかったか。いつの間にか、いなくなったように覚えている。」と供述している上、同社は既に倒産し、当時の事業主は亡くなっており、役員の連絡先も不明であることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間①において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、B社における同僚の供述により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の同僚は、「申立人の名前に記憶はあるが、申立人の勤務時期、雇用形態、厚生年金保険の取扱い等については分からない。当時、B社のD店内の店舗において、正社員は私だけであり、アルバイトが一人か二人いた。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において、新たに厚生年金保険に加入した者がい

ないことが確認できることから、申立人は、同社に、正社員としてではなく、アルバイトの雇用形態で勤務していた可能性も考えられる。

また、B社は既に解散している上、当時の事業主は亡くなっており、役員にも照会したが回答を得られないことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、C社から提出された申立人に係る人事関連資料によると、申立人は、同期間のうち、平成8年8月12日から9年10月15日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、「当社では、アルバイト及びパートタイマーは厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の雇用形態は、入社から平成9年3月まではアルバイト、同年4月から退職するまでパートタイマーであったので、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、C社から提出された申立人に係る平成9年分の給与明細データ（平成9年1月度から同年10月度まで）によると、いずれの月においても、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、C社は、「申立人は、人事関連資料による上記期間以外、勤務していない。」と回答している。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③において国民年金に加入しており、申立期間③のうち、平成9年6月までは、国民年金の法定免除期間となっていることが確認できる。

- 4 申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月から同年12月頃まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

なお、A社の正式な名称については、知らない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の氏名、事業所の所在地、事業内容等から、申立人が勤務していたとする事業所がB社であることが確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立人は、平成15年3月と同年4月の2か月間、パート職員として勤務していた。また、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、同時に提出された申立人に係る平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、同年3月及び同年4月のみ申立人に給与が支払われていること、及び当該給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業主から提出された適用通知書によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成16年8月1日であることから、申立期間においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。